愛知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第３号

平成 29 年９月１日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の６第１項において準用する同法第 74 条第１項、第 75 条第１項、第 76 条第１項、第 80 条第１項、第 81 条第１項及び第 86 条第１項並びに第 291 条の６第２項の規定に基づき各種の直接請求をする場合の署名を必要とする請求権を有する者の数は、次のとおりである。

平成 29 年９月 12 日

愛知県後期高齢者医療広域連合
選挙管理委員会　委員長　柳　瀬　秀　彦

１　広域連合の条例の制定又は改廃を広域連合長に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。）

122,160 人

２　広域連合の事務の執行に関し、広域連合の監査委員に監査を請求するために必要な数

122,160 人

３　広域連合の議会の解散を広域連合の選挙管理委員会に請求するために必要な数

863,499 人

４　広域連合の議会の議員の解職を広域連合の選挙管理委員会に請求するために必要な数

選挙区分	選挙区市町村	請求するために必要な数
１	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	167,312 人
２	清須市、北名古屋市、豊山町	45,478 人
３	一宮市、稲沢市	138,286 人
４	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	126,322 人

5	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	91,420 人
6	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	152,003 人
7	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	136,227 人
8	岡崎市、幸田町	113,693 人
9	西尾市	45,198 人
10	豊田市、みよし市	128,964 人
11	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	16,243 人
12	豊川市、蒲郡市	72,028 人
13	豊橋市、田原市	117,943 人
14	名古屋市	334,148 人

5　広域連合長の解職を広域連合の選挙管理委員会に請求するために必要な数

863,499 人

6　広域連合の副広域連合長、選挙管理委員又は監査委員の解職を広域連合長に請求するために必要な数

863,499 人

7　広域連合の規約の変更を要請するよう広域連合長に請求するために必要な数

863,499 人